令和8年度 保育施設等利用案内



大和町イメージキャラクター アサヒナサブロー

【問合せ先】

大和町役場 子ども家庭課 保育支援係

〒981-3680 大和町吉岡まほろば一丁目1番地の1

TEL:022-345-7503(直通)FAX:022-345-7240

ホームページ https://www.town.taiwa.miyagi.jp

< もくじ >

1.利用できる施設について		1
2. 認定について	•••••	2
・利用のための認定(教育・保育給付認定)について		2
・保育必要量(利用可能時間)について		3
・無償化のための認定(子育てのための施設等利用給付認定)について		3
・利用可能時間のイメージ		3
3. 保育施設の利用について(2・3 号認定)		4
・利用手続きについて		4
・認定と利用の申込に必要な書類		5
・入所保留(待機)となった場合について		6
・利用の決定方法等		6
・障がい児保育事業(加配保育)について		6
・慣らし保育について		6
・留意事項		6
・保育所等利用料と副食費の減免について		7
・保育施設の情報(認可保育所・事業所内保育・小規模保育)		8
・保育施設の情報(認定こども園(2・3 号認定))		9
•保育所等利用料基準額表		10
4. 教育施設の利用について(1号認定)		11
・利用手続きについて		11
・食材料費の実費徴収について		11
・預かり保育について		11
・施設の情報について(認定こども園(1号認定))		12
5. 認定の変更・家庭状況の変更・退園等について		13
6. 広域利用について		14
・大和町外の施設の利用を希望する場合(1 号認定)		14
・大和町外の施設の利用を希望する場合(2・3 号認定)		14
・大和町から転出後に大和町の施設を引き続き利用したい場合		14
7. よくある質問		15
・利用申込について		15
・保育施設の利用継続について		16
・町外からの申込・町外施設の利用(広域利用)について		16
・利用時間について		17
・保育所等利用料について		17
認定変更について	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	17

	18
	18
	19
	20
	21
	22
•••••	23
	24
•••••	25
	26
	27
	28
	30

1. 利用できる施設について

大和町では保育施設(認可保育所・小規模保育所・事業所内保育所・認定こども園(保育部分))と、教育施設(認定こども園(教育部分))があります。

各施設類型の特徴などは次のとおりです。

<保育施設等の種類について>

	施設	類型	特一徴	対象年齢	必要な認定
	認可保育所(園)		保護者の就労や病気などの理由により家庭で児童の 保育が出来ないとき、家庭に代わって保育を実施する児 童福祉施設です。	0 歳から 就学前	
	認定こども園	幼保連携型	教育・保育を一体的に行い、保育所の機能と幼稚園の機能をあわせ持つ施設です。	0 歳から 就学前	
保育施設	(保育部分)	幼稚園型	満3歳以上のお子さんについては、保護者の就労等の状況が変わっても、利用のための認定を変更することで、通い慣れた園を継続して利用できます。	3歳児から 就学前	2·3 号認定 (保育認定)
BX	小規模保育事業所		少人数(19人以下)を対象に、家庭的保育に近い 雰囲気のもと、きめ細かな保育を行う施設です。	0 歳から 2 歳児まで	
	事業所内保育所(地域枠)		事業所の従業員のお子さんを対象として保育を行う施設ですが、地域枠として大和町のお子さんの受入も行っています。 その他の特徴は、小規模保育事業所と同様です。	0 歳から 2 歳児まで	
教育施設	認定こども園(教育部分)		保護者の就労状況等に関らず利用が可能で、幼児教育を行います。 預かり保育が利用できます。 その他の特徴は認定こども園(保育部分)と同様です。	満3歳から 就学前	1号認定 (教育認定)

2. 認定について

■利用のための認定(教育・保育給付認定)について

保育施設等を利用するためには、事前に大和町から認定(教育・保育給付認定)を受ける必要があります。

認定区分	児童の	保育の	保育の必要量	保育所等	等 利用料	利用できる施設	申込先
心足区刀	年齢	必要性	休月の必安里	保育料	食材料費	から (この) 一方	中丛儿
1 号認定 (教育認定)	満3歳以上	なし	なし	無	有	認定こども園 (教育部分)	利用希望施設
2 号認定(保育認定)	3歳以上	+ 5	保育標準時間	無	有	認可保育所 認定こども園 (保育部分)	子ども家庭課
3号認定(保育認定)	3歳未満	あり	保育短時間	有	無	小規模保育所事業所内保育所	丁とも外庭味

<保育認定の事由>

保育施設を利用できる児童は、大和町に住所があり、保護者が下記のいずれかの事由に該当する方です。

	児童の保護者が月64時間以上仕事をしている場合
就 労	・入所日時点で育児休業中の場合は、入所日から1か月以内の復職が必要。
	例)4月1日入所 ⇒ 5月1日までに復職
扩振 山卒	児童の母が出産前後の場合
妊娠・出産	・出産予定日を基準として、産前8週前と産後8週後を経過する日が属する月の末日まで
疾病·障害等	児童の保護者が病気や負傷等の疾病、または心身に障がいがある場合
	児童の家庭に介護が必要な高齢者や、疾病が長期にわたっている人、心身に障がいのある人、小児慢性
介護・看護	疾患に伴う看護が必要な兄弟姉妹がおり、月64時間以上保護者がいつもその同居又は長期入院・入
	所している親族の介護・看護にあたっている場合
災害復旧	震災、風水害等その復旧にあたっている場合
	児童の保護者が求職活動中の場合(起業準備を含む)
求職活動	・新規入所の場合→入所日から90日を経過する日が属する月の末日まで
	・保育施設を利用中の場合→退職日の翌日から90日を経過する日が属する月の末日まで
就 学	児童の保護者が月64時間以上就学している場合

虐待やDVのおそれがある場合

既に保育施設を利用している児童の母が出産し育児休業を取得した場合

- ・原則、出生児童が満1歳に達する日の前日まで
- ・出生児童が満1歳に達する日の前日時点で最終学年(5歳児)である児童の場合は、年度末まで
- ・待機となり育児休業を延長した場合は、満1歳到達後も育児休業の延長期間内のみ継続利用が可能とする

その他、上記に類する状態として町が認める場合

■保育必要量(利用可能時間)について

保育認定区分により保育の必要量(施設の利用時間等)が異なり、勤務時間や通勤時間等保育を必要とする時間に応じて利用ができます。※保育時間外の利用は延長保育(料金別途負担)となります。

- (1) 保育標準時間(保育時間最大 11 時間まで):原則保護者の就労時間が月 120 時間以上
- (2) 保育短時間(保育時間最大 8 時間まで):原則保護者の就労時間が月 64 時間以上 120 時間未満
- ※ 保育を必要とする事由等が父母でそれぞれ異なる場合は、保育必要量は少ない方に合わせます。
- ※ 月 120 時間未満であっても、正当な理由(通勤時間の都合等)がある場合は、申出により標準時間認定を 受けることも可能です。
- ※ 保育を必要とする事由が就労以外の方は、P28 を参照してください。

■無償化のための認定(子育てのための施設等利用給付認定)について

認定こども園(教育部分)を利用しながら教育時間終了後に保育を必要とする場合、事前に認定(子育てのための施設等利用給付認定)を受けると無償化の対象となります。認可保育所や認定こども園を利用する際に必要となる「教育・保育給付認定」と区別するために、「子育てのための施設等利用給付認定」の認定区分を「新 2 号認定」または「新 3 号認定」と表記します。

区 分	対 象 者
新 2 号認定	3歳以上(年少クラス以上)・保育の必要性有
新 3 号認定	0 歳児~満 3 歳児・保育の必要性有・住民税非課税世帯

- ※ 申込先は利用する施設となります。
- ※ 預かり保育については P11 に記載しています。

■利用可能時間のイメージ

認定区分・保育必要量ごとの利用可能時間はおおむね次のようになります。



※ 実際の開園時間は施設によって異なります。P8・P9 に記載しています。

3. 保育施設の利用について(2・3 号認定)

■利用手続きについて

(1) 申込から利用決定までの流れ

	第 1 回利用調整	第 2 回利用調整	第 3 回利用調整	年度途中(令和8年5月以降入所)
受付期間	令和7年10月1日(水)~ 令和7年10月31日(金)	令和7年11月4日(火)~ 令和8年2月10日(火)	令和8年2月17日(火)~ 令和8年3月10日(火)	下記 (2) のとおり
期 旬	月曜日から金	c曜日(ただし祝日を除く)	午前 8 時 30 分から午後	∮5時15分
受付場所	大和町	で である できる できる できない できない できない かいま でんし でんし かいし かいし かいし かいし かいし かいし かいし かいし かいし かい)丘出張所では受付できませ	±6.)
利 用 調整枠	新規受入可能枠の9割程度	新規受入可能枠の残り1割 程度+第1回目の辞退枠	第2回目までの辞退枠	年度途中の空き枠(随時)
内定通知 または 保留通知 の送付	令和7年12月下旬 内定の場合:郵送 保留の場合:郵送	令和8年2月中旬 内定の場合:郵送 保留の場合:郵送	令和8年3月中旬 内定の場合:電話 保留の場合:郵送	申込締切後各月中旬 内定の場合:電話 保留の場合:郵送
内定者面談	令和8年1月中旬頃までに 内定施設において実施	令和8年2月下旬頃までに 内定施設において実施	令和8年3月下旬頃までに 内定施設において実施	利用開始前月下旬頃までに 内定施設において実施
承諾書 及び 支給認定 通知書の 送付	令和8年1月下旬~ 2月上旬	令和8年3月上旬	令和8年3月下旬	利用開始前月下旬

(2) 年度途中(令和8年5月以降利用開始)の受付期間一覧

利用開始日	受付期間	利用開始日	受付期間
5月1日	3月18日(水)~ 4月10日(金)	11月1日	9月18日(金)~ 10月9日(金)
6月1日	4月17日(金)~ 5月 8日(金)	12月1日	10月16日(金)~ 11月10日(火)
7月1日	5月18日 (月) ~ 6月10日 (水)	1月1日	11月18日(水)~ 12月10日(木)
8月1日	6月18日(木)~ 7月10日(金)	2月1日	12月18日(金)~ 1月8日(金)
9月1日	7月17日(金)~ 8月10日(月)	3月1日	1月18日 (月) ~ 2月10日 (水)
10月1日	8月18日(火)~ 9月10日(木)		

■認定と利用の申込に必要な書類

必要事項を記入し、必要な書類を添付してください。

	必 要 書 類	対 象 者 等
1	教育・保育給付認定 (変更) 申請書兼保育所等利用申込書	
2	個人番号(マイナンバー)記入用紙	
3	家庭状況等調査表	
4	保育を必要とする状況を確認する書類 ・就労証明書(自営業も含む) ・保育を必要とすることの申告書(妊娠・出産・疾病・障害等・介護・看護・求職活動・就学) 自営業の場合 ・直近3か月の事業収入が確認できる帳簿の写し ・利用希望月の直近6か月以内の請求書や納品書、請負契約書等の写しなど実態が確認できるものの写し	・保護者と、 高校生を除く 18 歳以上 65 歳未満の同居者 (祖父母等)が対象(住民票上、世帯分離をしていても同じ家屋に居住している場合は同居とします)
(5)	児童心身状況書	疾病等がある場合は診断書や検査結果のわかる書類を提出
6	保護者の個人番号(マイナンバー)カードの両面の写し 個人番号(マイナンバー)カードをお持ちでない場合 ・個人番号通知カード及び顔写真付の身分証明書の写し (運転免許証等) ・個人番号記載の住民票及び顔写真付の身分証明書の写し (運転免許証等)	・顔写真付の証明書をお持ちでない場合 資格確認書・年金手帳・その他官公署からの発行書類で 「氏名・生年月日」または「住所・氏名」の記載があるもののうち いずれか 2 点の写し ・ 単身赴任等で別居中の保護者・保護者以外の生計の主宰者 (祖父母等)等も対象(保育所等利用料の決定または副食費免 除の判定のため、市町村民税課税情報の確認が必要となります)
_	- 以下は該当する場	合のみ提出
7	4~8月入所申込の場合 ・令和7年度市町村民税課税(非課税)証明書 9~3月入所申込の場合	令和7年1月1日時点で大和町に住民登録がない方 (令和7年1月1日時点の住所地で発行) 令和8年1月1日時点で大和町に住民登録がない方
	·令和8年度市町村民税課税(非課税)証明書	(令和8年1月1日時点の住所地で発行)
8	・児童の戸籍謄本 ・児童扶養手当証書 ・大和町母子・父子家庭医療費助成受給者証 のいずれかの写し一点	ひとり親世帯の場合
9	・生計同一申立書(※) ・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・特別児童扶養手当証書 ・障害年金の受給が確認できる書類 のいずれかの写し一点	手帳等の交付を受けている方が保護者と生計を一にしている場合 (※) 手帳等の交付を受けている方が保護者と世帯が別の場合は、生計同一申立書を提出
10	・別生計であることの申立書 ・生活費が別々であることを証明する書類(生活費を保護者が 負担していることがわかる通帳の写し等)	父母が市町村民税非課税であり、祖父母等と同居していて生計を別にしている場合
(11)	・生活保護受給証の写し	生活保護世帯の場合
12	·在園証明書	未就学の兄弟姉妹が認可外保育所に入園している場合
13	・転入予定申立書 戸建て住宅を建築:売買契約書(工事請負書) 賃貸物件に入居:賃貸借契約書 町内居住親族との同居:同居予定申立書 のいずれかの写し一点	転入予定で申込の場合
14)	その他事実を確認できる書類	

■入所保留(待機)となった場合について

- ・利用調整の結果、定員に空きがない等の理由で待機となった場合、入所保留(待機)通知を送付します。年度内は申込の取下がない限り翌月以降も利用調整の対象となりますが、入所保留通知は初回のみ送付します。
- ・2回目以降の利用調整については、利用内定となった場合のみ電話で連絡します。(以降の流れについては P4 参照)
- ・入所保留通知後に現在の待機状況の証明が必要な場合は、別途子ども家庭課へ申込が必要です。

■利用の決定方法等

- ・利用調整基準 (P28) に従い、入所児童選考会議において提出していただいた書類の審査を行い、保育を必要とする程度の高い児童から利用を内定します。内定後、保育施設との面談を行います。
- ・保育施設との面談の結果、施設がお子さんを安全に保育ができると判断した後に入所決定となります。面談の結果によっては入所できない場合がありますので、ご承知いただくとともに、**申込の際はお子さんの持病・アレルギー等の情報は漏れなく記載してください。**
- ・定員に空きがない場合や利用希望者が多数の場合、待機となる場合があります。あらかじめご了承ください。

■ 障がい児保育事業(加配保育)について

・発達の遅れや障がいなどがあり集団保育生活に配慮が必要な児童について、発達状況を踏まえながら集団生活の中での成長を支援するため、専属の保育士を配置し対応をしております。加配保育を希望される方は、事前に見学・相談を行っておりますので、希望施設または子ども家庭課・担当保健師へご連絡ください。

■慣らし保育について

・新規利用の児童は、利用開始日から数日間は慣らし保育を行うため、早めの降所になります。 慣らし保育は個人によって差があるため、必要日数は保育施設と相談のうえ決定しますので、保護者の復職日等は慣らし保育期間を踏まえてあらかじめ調整願います。 なお、慣らし保育期間中も保育所等利用料は発生します。

■留意事項

- ・申込は締切日必着です。期日までに提出書類が整わない場合、利用調整の対象となりませんので、ご注意ください。
- ・私的理由により長期欠席する場合、その期間についても保育所等利用料が発生します。なお、2 か月を超えて長期欠席する場合は、原則退所となります。
- ・利用決定後または利用中に、申込書類の内容が事実と異なることが判明した場合には、保育所等を退所となります。
- ・利用申込後、申込内容に変更が生じた場合は、その都度必ず届出が必要です。
 - 例)会社等を退職した、離婚または婚姻した、就労内容に変更があった場合等
- ・公平性を保つため、 **年 1 回保育を必要とする状況を確認する書類 (現況届) を提出する必要があります**。 なお、 提出された書類の記載内容について、必要に応じて町職員が発行元に確認する場合がありますのでご承知願います。
- ・下記に該当する場合は、継続的な保育所の利用ができなくなりますのでご注意ください。
- ① 保育を必要とする事由に該当しなくなった場合
- ※ 保護者の就労時間が月 64 時間未満の場合や、「求職活動中」の方で支給認定期間内に、認定要件を満たした 「就労証明書」が提出できない場合等
- ② 保護者の就労状況が不明確な場合

■ 保育所等利用料と副食費の減免について

(1) 保育所等を利用する場合に発生する利用者負担

「0~2 歳児クラスのお子さんの保育所等利用料」及び「3~5 歳児クラスのお子さんの副食費の免除」については、 主にお子さんが属する世帯の市町村民税所得割額を基に決められます。

(2) 保育所等利用料の算定方法

① 算定対象者について

保育所等利用料や副食費の免除対象者については保護者の市町村民税所得割額を基に算定しており、次の扶養親族を算入対象とします。

・ 祖父母等と同居していない場合	● 祖父母等と同 (住民登録がない場合や世帯分	
父・母・事実婚の父母(保護者)の 市町村民税所得割額の合計で算定し		♥父母が非課税の場合
	父・母、事実婚の父母(保護者)	祖父母等同居者の中で最も収入
ます。	の市町村民税所得割額の合計で算	が高い方の市町村民税所得割額
	定します。	で算定します。

※ **ਡ**の場合であっても、祖父母等と子どもが属する世帯で生計が別である場合は、「別生計であることの申立書」に「生活費が別々であることを証明する書類」を添付して提出していただくことで、祖父母等を算入対象としません。

② 未申告:修正申告等

- ・税の未申告や必要書類の未提出等により市町村民税の課税状況が確認できない場合、保育所等利用料は最高階層の金額に決定する場合があります。(申告により課税額が確定した場合は遡って保育所等利用料を算定します。)
- ・修正申告等により、課税額が変更となった場合は、変更日の属する月の翌月分から保育所等利用料が変更されますので、必ず子ども家庭課または保育施設へ申し出てください。

(3) 保育所等利用料及び副食費の算定対象時期

前期分(4月分~8月分まで)と後期分(9月分~3月分まで)で課税年度を分けて決定しますので、前期と後期では保育所等利用料や副食費の免除対象が変わることがあります。令和8年度の保育所等利用料の算定対象年度は次のとおりです。

対象月	算定根拠となる税
前期分(4月分~8月分)	令和7年度市町村民税所得割額(令和6年1月1日~12月31日の収入)
後期分(9月分~3月分)	令和8年度市町村民税所得割額(令和7年1月1日~12月31日の収入)

(4) 副食費の免除について

3~5 歳児クラスのお子さんは、食材料費の実費負担が発生します。(主食費+副食費)

以下のいずれかに該当する児童は、副食費の負担が免除されます。副食費の免除対象者へは、別途通知します。

収入が一定額以下の方	多子世帯の方
年収 360 万円未満相当世帯(市町村民税所得	
割額 57,700 円未満、ひとり親世帯等は市町村民	第 3 子以降の児童
税所得割額 77,101 円未満)の児童	(第1子と第2子が未就学の場合)
※(2)①と同じ算定方法で判定されます。	

■保育施設の情報 (認可保育所・事業所内保育・小規模保育)

■休月旭改の旧報(巡り休月川・尹未川り休月・小沈侯休月)												
区分認可任		(P. 李···		地域型保育事業(町の認可事業)								
			認 可作	木月川		事	業所内保育事業		小規模保育	事業(A 型)		
施設名称		大和町もみじケ丘 保育所		杜の丘保育園		たいわっこ保育園		バ	バイリンガル保育園		バイリンガル保育園	
						10	たいりつと休月園		吉岡		杜の丘	
設置	主体	公	立(大和町)	1	社会福祉法人 宮城愛育会	社会福祉法人 まほろば			カラマンディ 株式会社		カラマンディ 株式会社	
住	所		みじケ丘三丁目 32 番地の 1	杜の丘一丁目 13番地内		吉原	吉岡まほろば二丁目 2番地の4		吉岡字古館 67番地	7	杜の丘一丁目 11 番地の 6	
電	話	02	22-358-8555	0:	22-347-4711	0	22-779-7787	02	22-341-1652	02	22-779-6107	
設置	量日	平瓦	戈5年4月1日	平成	27年4月1日	平成	28年4月1日	平成	29年4月1日	平成	29年4月1日	
職員体制		所長・副所長・ 主任保育士・ 保育士・栄養士・ 調理員・業務員		園長・主任保育士・ 副主任保育士・ 保育士・栄養士・ 調理員		園長・副主任保育士・ 保育士・栄養士・ 看護師・調理員・ 事務員			記長・保育士・ 養士・看護師・ 調理員		記長・保育士・ 発士・看護師・ 調理員	
利用	定員	120名		120名		4	名(地域枠)		12名		12名	
対象	児童	生後	6か月~未就学児	生後	2か月~未就学児	生後	後 4 か月~2 歳児	生後	 後 2 か月~2 歳児	生後	€ 2 か月~2 歳児	
88=0.	n+ 00	平日	7:00~19:00	平日	7:00~19:00	平日	7:30~19:00	平日	7:30~18:30	平日	7:30~18:30	
開設	時间	土曜	7:00~18:00	土曜	7:00~19:00	土曜	7:30~19:00	土曜	7:30~18:30	土曜	7:30~18:30	
保	標	平日	7:00~18:00	平日	7:00~18:00	平日	7:30~18:30	平日	7:30~18:30	平日	7:30~18:30	
育	準	土曜	7:00~18:00	土曜	7:00~18:00	土曜	7:30~18:30	土曜	7:30~18:30	土曜	7:30~18:30	
時	h=	平日	8:00~16:00	平日	8:00~16:00	平日	8:00~16:00	平日	8:00~16:00	平日	8:00~16:00	
間	短	土曜	8:00~16:00	土曜	8:00~16:00	土曜	8:00~16:00	土曜	8:00~16:00	土曜	8:00~16:00	
			保護者の就労時	間によ	り、1日11時間係	保育(保育標準時間)と8時間保育(保育短時間)に区分され、						
				上記	の保育時間を越えて	ての利用は以下のとおり別途延長料金がかかります。						
延	長	1 時間:月額 2,000 円										
保育	育料		2 時間:月額	額 4,000 円			30 分:月額 1,000 円					
		以後 1 時間ごと 500 円ずつ加			円ずつ加算			_	上限 5,000 円			
		上限 5,000 円							1			
カリー	団ス代	F	月額 1,200 円		無料	無料			無料		無料	
おす	ごつ		無料		無料		無料		無料		無料	
	型分代 上乗せ					AN/17						
	世界で		_		_		_		_		_	
	一時 預かり		_		0		_		_		_	
給	食		完全給食		完全給食		完全給食	完全給食			完全給食	
給金	食費 歳児		費:月額1,000円 費:月額4,500円		費:月額1,000円 費:月額4,700円							
以	上				※給食費	につい	ては変動の可能性が	がありま	す。			

[※] 利用定員は継続児童を含めます。

[※] 上記のほか、各施設により教材費や行事費などの実費徴収の負担が生じる場合があります。

■保育施設の情報 (認定こども園(2・3号認定))

	■ 休月加改の旧牧 (沁足ことも図(2・3 芍沁足 <i>))</i>											
区	認定こども園(保育部分(2・3 号認定)) 分											
				幼保道	重携型				幼稚園型			
施設	名称	Ż	束の花こども園	大和すぎのここども園		する	すみれの花こども園		みやの森こども園		もみじが丘幼稚園	
設置	主体	社	土会福祉法人 たちばな会	₹ .	社会福祉法人 柏松会	社	土会福祉法人 たちばな会	1	学校法人 こちばな学園	i	学校法人 おおとり学園	
住	所		吉岡字館下 38番地		吉岡字町裏 16番地		りまほろば一丁目 5 番地の 25		宮床字松倉 91 番地		がケ丘二丁目 2番地の 2	
電	話	02	22-739-9056	02	22-344-0031	02	22-739-7263	02	2-346-2329	02	2-358-1414	
設置	置日	平成	25年4月1日	平成	25年4月1日	平成	31年4月1日	平成	3年4月1日	平成	4年4月1日	
職員	体制	保育	・主幹保育教諭・ 育教諭・栄養士・ 日理員・事務員	園長・副園長・ 主幹保育教諭・ 事務員・保育教諭・ 栄養士・調理員		園長·主幹保育教諭· 保育教諭·栄養士· 調理員·事務員		園長・副園長・教頭・ 主幹保育教諭・ 保育教諭・事務員・ 環境整備員・ 栄養士・調理員		園長・主幹保育教諭・ 保育教諭・ 幼稚園教諭・業務員		
利用	定員		90名		120 名		90名		140名	20名		
対象	児童	生後	3 か月~未就学児	生後		生後	3 か月~未就学児	生後		満3		
		平日	7:00~19:00	平日	7:15~19:15	平日	7:00~19:00	平日	7:15~19:15	平日	7:30~18:30	
開設	時間	土曜	7:00~18:00	土曜	7:15~18:15	土曜	7:00~18:00	土曜	7:15~18:15	土曜	7:30~18:00	
保	標	平日	7:00~18:00	平日	7:15~18:15	平日	7:00~18:00	平日	7:15~18:15	平日	7:30~18:30	
育	準	土曜	7:00~18:00	土曜	7:15~18:15	土曜	7:00~18:00	土曜	7:15~18:15	土曜	7:30~18:00	
時		平日	8:00~16:00	平日	8:15~16:15	平日	8:00~16:00	平日	8:15~16:15	平日	8:00~16:00	
間	短	土曜	8:00~16:00	土曜	8:15~16:15	土曜	8:00~16:00	土曜	8:15~16:15	土曜	8:00~16:00	
		保護者の就労時間により、1日11時間保育(保育標準時間)と8時間保育(保育短時間)に区分され、										
7-1	_			上記の	の保育時間を越えて	の利用	月は以下のとおり別え	金延長	料金がかかります。			
延		1 時間:月額 2,000 円 2 時間:月額 4,000 円										
保育	引料	以後1時間。					で 500 円加算			月額 1,500 円		
		上限 5,000 円						上限 4,500 円				
布 リ-		F.]額 1,200 円	F]額 1,200 円	F.]額 1,200 円	月額 1,200 円		各自持ち込み		
おす 処分		J	月額 300 円		月額 400 円	,	月額 300 円	月額 300 円		保護者へ返却		
上乗せ		3歳以	教育充実費 上児:月額1,000円		_		教育充実費 上児:月額1,000円	3歳以	品力費·環境整備費· 教育充実費 上児:月額6,000円 満児:月額4,000円		_	
— 預	時 かり		0		0		0		_		_	
給	食		完全給食		完全給食		完全給食	完全給食			完全給食	
給負	費	主食	費:月額1,500円	主食	費:月額1,000円	主食	費:月額1,500円	主食	費:月額2,300円	主食	貴:月額1,000円	
×3		副食	費:月額5,000円	副食	費:月額5,000円	副食	費:月額5,000円	副食	費:月額5,600円	副食	貴:月額4,850円	
以	上			1	 ※給食費	について	ては変動の可能性が	がありま	 す。	1		
			かなロギナ 会は・									

[※] 利用定員は継続児童を含めます。

[※] 上記のほか、各施設により教材費や行事費などの実費徴収の負担が生じる場合があります。

■保育所等利用料基準額表

ル展ロハ	定義		認定	区分
階層区分		<u></u> 	保育標準時間	保育短時間
第 1 階層	生活保護世帯、里親等		О	О
第 2 階層	第1階層を除き市町村民		0	0
第 3 階層		12,000 円未満	10, 000	9, 800
第 4 階層		12,000 円以上 24,000 円未満	15, 000	14, 700
第 5 階層		24,000 円以上 48,600 円未満	19, 000	18, 600
第 6 階層		48,600 円以上 77,101 円未満	24, 000	23, 500
第7階層		77, 101 円以上 97, 000 円未満	30, 000	29, 400
第 8 階層	市町村民税課税世帯であって、その所得割の	97,000 円以上 124,000 円未満	37, 000	36, 300
第 9 階層	額が次の区分に該当す る世帯	124,000 円以上 169,000 円未満	44, 000	43, 200
第 10 階層		169,000 円以上 211,200 円未満	49, 000	48, 100
第 11 階層		211, 200 円以上 301, 000 円未満	54, 000	53, 000
第 12 階層		301,000 円以上 350,000 円未満	57, 000	56, 000
第 13 階層		350,000 円以上 397,000 円未満	60, 000	58, 900
第 14 階層		397, 000 円以上	63, 000	61, 900

- 1 階層区分は、4月から8月は前年度分の市町村民税、9月から翌年3月は当年度分の市町村民税により決定する。
- 2 市町村民税所得割課税額を計算する際、調整控除以外の税額控除(配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄付金税額控除等)は適用しない(子どもの父母及び当該子どもの父母と同一の世帯に属する者が指定都市(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市をいう。以下この項において同じ。)の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者は、指定都市以外の市町村の区域内に住所を有するものとみなす。)額とする。
- 3 保育所等利用料は、子どもの父母の課税額の合計により算定するほか、同居の祖父母など父母以外の扶養義務者の課税額を合計する場合がある。
- 4 保育所等利用料の多子軽減については、小学校就学前の範囲において、特定教育・保育施設等(保育所以外は在園証明書等の提出が必要)を同時に利用する最年長の子どもから順に2人目は上記の保育所等利用料の半額とし、第2階層の2人目と3人目以降については0円とする。(いずれも10円未満の端数は切り捨て、給付単価を限度とする。)ただし、市町村民税所得割合算額が57,700円未満(その世帯がひとり親世帯、または同一世帯に在宅障害児(者)がいる世帯(身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・特別児童扶養手当証書・障害者基礎年金等証書等の交付を受けている者)・その他の世帯(生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると町が認めた世帯)(以下「ひとり親世帯等」という。)については77,101円未満)である場合について、上記の軽減措置を適用する際の小学校就学前の範囲を撤廃する。
- 5 その他の保育所等利用料の軽減措置として、ひとり親世帯等の子どもについては、市町村民税所得割額合算額が 77,101 円未満(生活保護世帯及び市町村民税非課税世帯を除く。)の保育所等利用料については、子ども・子育て支援法施行規則第4条に規定する保育料の認定区分が保育標準時間の場合は5,000 円とし、保育短時間の場合は4,900 円とし、第2子以降は0円とする。その場合、ひとり親世帯等は戸籍謄本、その他の場合はその内容を確認できるものの写しの提出が必要となる。
- 6 この保育所等利用料のほか、各施設により教材費や行事費などの実費徴収・上乗せ徴収の負担が生じる場合がある。

4. 教育施設の利用について(1号認定)

■利用手続きについて

保護者の就労等の利用条件はありませんので、ご希望の認定こども園へ直接申込してください。

■食材料費の実費徴収について

(1) 食材料費について

食材料費(主食費+副食費)の実費徴収があり、徴収金額は施設ごとに異なります。

(2) 副食費の免除について

収入が一定額以下の方	多子世帯の方
市町村民税所得割額 77、101 円未満の世帯	第3子以降の児童
※P7(2)①と同じ算定方法で判定されます。	(第1子と第2子が 小学校3年生以下 の場合)

[※] 副食費の免除対象者へは、別途通知します。

■預かり保育について

- ・施設により利用料金や実施時間等は異なりますが、普段の教育時間の前後や長期休業(夏休み期間等)に、保育施設と同程度の保育サービスを提供する「預かり保育」を実施しています。
- ・預かり保育は、1号認定の方は誰でも利用可能ですが、利用人数に上限がある場合があります。
- ・預かり保育を利用する際は、ご希望の認定こども園(教育部分)へ申込が必要です。
- ・保育を必要とする事由がある場合には、預かり保育利用料の無償化を受けるため、子育てのための施設等利用給付認定(※P3 参照)の事前の申込が必要となりますので、利用施設を通じて子ども家庭課へ申込書類を提出してください。
- ・預かり保育利用料の無償化となる額は、1 か月の間で施設へ支払った金額と 1 日あたり上限 450 円×利用日数 (月の上限 11,300 円) のどちらか少ない方となります。

<無償化の金額参考例>

	①利用日数	②利用金額 (日額の場合)	③施設へ支払った 額 (①×②)	④無償化対象上限額 (450円×①)	⑤無償化対象額 (③と④の低い方)
例 1	22日	600円	13,200円	9,900円	9,900円
例 2	5日	400円	2,000円	2,250円	2,000円

[※]上記の金額は参考例のため、具体的な料金等については利用施設へ直接お問合せください。

■施設の情報について(認定こども園(1号認定))

Ε.Λ.										
区分				幼保道	連携型					幼稚園型
施設名称	「 菜の花こども園		大和すぎのここども園		すみれの花こども園		みやの森こども園		もみ	が丘幼稚園
設置主体	社会福祉法人		社会福祉法人		社会福祉法人		学校法人			学校法人
改巨工件		たちばな会		柏松会		たちばな会	1	こちばな学園	ā	おおとり学園
住所	ī	吉岡字館下	ī	吉岡字町裏	吉岡	まほろば一丁目	宮床字松倉		もみ	がケ丘二丁目
111/1		38 番地		16 番地	E./	5番地の 25		91 番地		2 番地の 2
電話	02	2-739-9056	02	2-344-0031	02	2-739-7263	02	2-346-2329	02	2-358-1414
設置日	平成	23年4月1日	平成	25年4月1日	平成	31年4月1日	平成	3年4月1日	平成	4年4月1日
		園長•	遠	長・副園長・		園長・	園長・副園長・		園長・	
	主幹保育教諭・		主幹保育教諭・		主	幹保育教諭・			主	幹保育教諭•
職員体制	保育教諭•		事務員・		保育教諭•		保育教諭・事務員・		保育教諭•	
	栄養士・調理員・		保育教諭•		栄養士・調理員・		環境整備員・		幼稚園教諭・	
	事務員		栄養士·調理員		事務員		栄養士・調理員			業務員
利用定員		10名	9名			9名		180名		57名
対象児童	満3	歳児~未就学児	満35	歳児~未就学児	満37	満3歳児~未就学児		満3歳児~未就学児		歳児~未就学児
教育時間	平日	9:00~16:00	平日	9:00~13:00	平日	9:00~16:00	平日	10:00~14:00	平日	9:00~14:00
預かり	早朝	7:00~9:00	早朝	7:15~9:00	早朝	7:00~9:00	早朝	7:15~8:30	早朝	7:30~8:30
保育時間	夕方	16:00~19:00	夕方	13:00~18:15	夕方	16:00~19:00	夕方	14:00~19:15	夕方	14:00~18:30
上乗せ 徴収	月	額 1,000 円		_	一 月額 1,000 円		月額 6,000 円			_
給食	完全給食			完全給食	完全給食		完全給食		(完全	選択制 給食・希望給食)
給食費	主食費:月額750円 副食費:月額3,300円		主食費:月額1,000円 副食費:月額4,500円		主食費:月額750円 副食費:月額3,300円		主食費:月額2,000円 副食費:月額4,800円		主食資	(完全給食> 費:月額1,000円 費:月額4,850円 (希望給食> \お問合せください
				※給食費	について	は変動の可能性が	があります	す。		

[※] 利用定員は継続児童を含めます。

[※] 上記のほか、各施設により教材費や行事費などの実費徴収の負担が生じる場合があります。

5. 認定の変更・家庭状況の変更・退園等について

利用状況に変更が生じた場合は、利用されている施設へ届出をしてください。

全て事前の提出が必要です。(用紙は各施設で配布しております。)

変更内容	提出物	提出期日
1号認定から2号認定に変更する場合 ※申込時から状況が変わっている場合に 限る。	・在園児 1号→2号変更用 教育・保 育給付認定(変更)申請書兼保育所 等利用申込書 ・保育が必要であることを証明する書類	原則変更月の 前月 10 日まで (翌月 1 日から適用)
2 号認定から 1 号認定に変更する場合 ※申込時から状況が変わっている場合に限る。	・在園児 2号→1号変更用 教育・保育給付認定(変更)申請書兼保育所等利用申込書	原則変更月の 前月 10 日まで (翌月 1 日から適用)
保育必要量(標準時間・短時間)を変 更する場合	・家庭状況変更届・新たな認定事由を証明する書類	原則変更月の 前月 20 日まで (翌月 1 日から適用)
認定の事由に変更があった場合 (求職活動・就労・妊娠出産等)	・家庭状況変更届・新たな認定事由を証明する書類	変更となることが分かり次第 速やかに提出
保育の認定事由が有期の場合で、期間が更新となった場合	・家庭状況変更届・新たな認定事由を証明する書類	変更となることが分かり次第 速やかに提出
保護者が結婚・離婚した場合	・家庭状況変更届・結婚・離婚したことがわかる書類	変更となることが分かり次第 速やかに提出 (保育所等利用料は翌月適用)
住所の変更等、世帯状況に変更があった場合 (恒常的に変更する場合)	•家庭状況変更届	変更となることが分かり次第 速やかに提出
退園する場合	•退園届	退所となることが分かり次第 速やかに提出
大和町外へ転出する場合	・退園届 ※転出後は原則退園です。 ※同じ施設に通いたい場合は必ず事前 に子ども家庭課へ相談してください。 (P14 参照)	転出となることが分かり次第 速やかに提出

※ 特に求職活動は、保育の必要量(標準時間・短時間)が変更となりますので、退職 してから申込するのではなく**退職日が確定し次第、速やかに提出してください。**

6. 広域利用について

■大和町外の施設の利用を希望する場合(1号認定)

利用希望施設へ直接申込してください。

■大和町外の施設の利用を希望する場合(2・3 号認定)

大和町にお住いの方が大和町外の保育施設を利用する(広域入所)ためには、大和町と保育施設のある市町村とで協議を行い、許可を受ける必要があります。

双方で広域入所の取り扱いをしていることが必須条件であり、入所期間は単年度限りとなりますので、次年度も利用する場合は再度申込が必要です。また施設所在地の住民の利用が優先となるため、毎年利用調整の対象となります。

(1) 利用申込ができる方

大和町外の施設の利用を希望する場合、次のいずれかに該当する必要があります。

- ・保護者の勤務地の都合により、大和町外の保育施設入所を希望する方
- ・里帰り出産により、大和町外の保育施設入所を希望する方
- ・大和町外から転入し、今まで通っていた施設の継続利用を希望する方

(2) 利用する手続き

- ① 事前に希望の保育施設がある市区町村に、次の内容を確認してください。
 - ・利用申込が可能かどうか(住民以外の利用申込を受付していない市区町村もあるため、必ず確認してください。)
 - ・希望する保育施設のある市区町村の申込締切日(大和町の期日と同じとは限りませんので必ず確認してください。)
 - ・必要な申込書類や手続きに関する注意事項
- ② 子ども家庭課へ申込をしてください。 大和町への申込期限は P4 記載のとおりです。

■大和町から転出後に大和町の施設を引き続き利用したい場合

大和町から転出した場合、1号認定の方は継続利用が可能ですが、2・3号認定の方は原則退園となります。 ただし、下記に該当する方は転出後も継続して利用できる場合がありますので、<u>必ず転出前に余裕を持って子ど</u>も家庭課へ相談してください。

- ※ 2・3 号認定の方で継続して利用できる場合
 - ・最終学年であり、卒園まで通園を希望する方
 - ・大和町に待機児童がいなく、かつ利用希望施設の定員に余裕がある場合

7. よくある質問

■利用申込について

NO.	質問	回答
1	申込をすれば必ず入れますか?	希望施設に空きがない場合や、空き人数を超える申込数があった場合
		は、入れない可能性があります。
2	申込は早い方が有利ですか?	必ずしも先着順ではありません。
		利用調整は、期限内に申込をされた方の中で保育を必要とする状況を
		点数化し、点数の高い方から順に施設入所を決定します。
3	利用希望施設の欄は 10 施設すべて埋め	無理に埋める必要はありません。 入所が決定した後に辞退をしないよ
	る必要がありますか?	う、通う意思のある施設のみご記入ください。
4	施設の事前見学をしていなくても申込はで	可能ですが、保育方針や実費徴収額は施設により異なりますので、事
	きますか?	前の見学をお勧めします。
		なお、加配保育を希望される方は、事前に希望施設または子ども家庭
		課・担当保健師へご連絡ください。
5	就労証明書が期日までに間に合いません。	受付できません。入所申込に必要な書類が全て揃ってから提出をお願
	受付してもらえますか?	いします。余裕をもってご準備ください。
		また、就労証明書の有効期間は3か月としております。
6	祖父母と同居している場合、入所できませ	入所可能ですが、65 歳未満の同居者がいる場合、その方が日常的に
	んか ?	保育できないことが分かる書類(就労証明書等)の提出が必要です。
		提出がない場合は、利用調整で減点対象になります。
7	パートで働いていますが、正社員と比べると	就労日数や就労時間での判断となりますので、雇用形態は利用調整に
	不利になりますか?	影響しません。
8	現在妊娠中ですが、出産前に申込はでき	できません。
	ますか?(妊娠中の子のための申込)	お子さんが生まれてからの申込となります。
9	兄弟姉妹で申込をする場合、就労証明書	必要ありません。
	は2枚必要ですか?	児童名を連名で記入してコピーを取り、原本を下のお子さんの申込書
		に、コピーを上のお子さんの申込書に添付してください。
10	申込の結果、入所できなかった場合は、毎	必要ありません。申込をした年度内は、3 月まで毎月利用調整を行いま
	月申込をする必要がありますか?	す。ただし、翌年度の入所申込については改めて申込手続きが必要となり
		ますのでご注意ください。
		なお、就労状況が変わった場合や、入所の意思が無くなった場合等は再
		度手続きが必要となりますので、子ども家庭課へご連絡ください。
11	申込の結果、入所できず待機中ですが、	入所保留(待機)通知の送付は一度きりですが、利用希望月以降の
	育児休業延長のため再度待機の証明が	申込状況について確認を行い書面で通知することは可能ですので、子ども
	必要な場合、発行してもらえますか?	家庭課までご連絡ください。
12	園の空き状況は教えてもらえますか?	毎月中旬に、最新の空き状況を更新しています。
		新年度 4 月入所の空き状況については、2 月上旬・3 月上旬・3 月下
		旬に更新予定です。
13	入所した後に、別の施設に転園することは	利用中の施設に退所届を提出し、転園の申込をすることができます。
	できますか?	ただし、利用調整の結果、待機となる場合がありますのでよく検討してくだ
		さい。
14	単身赴任中の保護者の書類提出は必要	単身赴任の場合でも、就労証明書等の提出は必要です。 (P5 参
	ですか?	照)
15	1号(教育)認定と2号(保育)認定	可能です。1号認定は利用希望施設、2号認定は子ども家庭課へ申込し
	の併願はできますか?	てください。利用が決定した場合、片方の申込を取り下げる必要があります。

■保育施設の利用継続について

NO.	質問	回答
1	現在保育施設等利用中の子どもがお	原則、出生児童が満1歳に達する前日までは延長して利用が可能で
	り、下の子を出産予定です。下の子の育	す。また、待機となり育児休業を延長した場合は、満1歳到達後も育児
	児休業を取得した場合、上の子は退所	休業の延長期間内のみ継続利用ができ、出生児童が満1歳に達する
	となりますか?	前日時点で最終学年(5歳児)である児童の場合は、年度末までと
		なります。(P2参照)
2	小規模保育事業所または事業所内保	卒園する翌年度の申込時期に保育施設または幼稚園の入所申込が必
	育所の利用を考えていますが、卒園後	要になります。なお、小規模事業所等が提携している保育園・認定こども園
	(2 歳児クラス終了後)はどうすればよ	への入園を希望される場合は、優先的に利用調整されます。
	いですか?	
3	求職活動で認定を受けており、定期的	求職活動をしている実績(面接結果等)を確認させていただき、延長可
	な活動を行っていますが、期間内に決ま	否の判断を行います。求人閲覧のみ行っている場合等、求職活動を行って
	らないかもしれません。再度延長はできま	いることが確認できない場合は退所となります。
	すか?	

■町外からの申込・町外施設の利用(広域利用)について

NO.	質問	回答
1	町外に居住している場合でも申込はで	利用開始日までに大和町に転入される場合は申込できます。
	きますか?	申込時点で転入先が明確にわかる書類(建物売買契約書等の写し
		等)の提出が必要です。 (P 5 参照)
2	町外の施設を利用することはできます	大和町と施設所在地市町村とで協議を行い、施設所在地市町村の許
	か?	可があれば利用することができます。
		また、申込には町外施設を利用する明確な理由(保護者の就労先が施
		設所在地市町村にある等)が必要です。なお、申込先は大和町になります
		が、空き状況や受付が可能であるか等、事前に希望施設の所在地市町村
		へ確認したうえで申込してください。 (P14 参照)

■利用時間について

NO.	質問	回答
1	保育標準(短)時間の場合、仕事が	利用できる時間は、最長 11(8)時間の範囲内で保護者の就労等によ
	早く終わる場合でも、11(8)時間保	り保育が必要な時間(通勤時間も考慮)となりますので、ご家庭でお子さ
	育施設を利用できますか?	んと過ごす時間を大切にしてください。
2	保育短時間で利用しているのですが、	月間 120 時間以上の就労等(P29 参照)、保育標準時間の要件に
	勤務時間等が変更になったので、保育	該当することを確認できた場合は変更可能です。事前に利用施設または子
	標準時間に変更することはできますか?	ども家庭課へ、家庭状況等変更届及び新たな認定事由を証明する書類を
		提出してください。 (P13 参照)
3	就労時間は 120 時間未満ですが、勤	就労時間が 120 時間未満でも、勤務地が遠いことや、残業が恒常的に
	務地が遠く、お迎えが間に合いません。標	あると認められる場合は、標準時間の利用することが可能です。
	準時間で利用することはできますか?	
4	保育標準(短)時間と預かり保育の	保育標準(短)時間(保育認定)は年間通じて利用することが前提で
	違いはなんですか?	あることに対し、預かり保育(教育認定)は教育時間の前後に必要な日
		だけ利用することが可能です。
		また利用料も保育認定は住民税額により決定されるのに対し、預かり保
		育は各施設が設定する金額となります。

■保育所等利用料について

NO.	質問	回答
1	現在 2 歳児クラスですが、3 歳になれば	2 歳児クラスの間は無償化の対象となりません。
	無償化の対象となりますか?	
2	認定こども園を利用中ですが、子どもが	2 号認定または 3 号認定から 1 号認定へ変更した場合、無償化の対象
	3歳になり1号認定に変更した場合、無	となります。
	償化の対象となりますか?	
3	祖父母と同居していますが、保育所等	算定に含まれる場合があります。 (P7 参照)
	利用料の算定に含まれますか?	
4	保育所等利用料がいくらになるか知りた	電話でお伝えすることはできません。本人確認ができるもの(個人番号
	いですが、電話で教えてもらえますか?	(マイナンバー)カードや、運転免許証など)を持参のうえ、子ども家庭課
		までお越しください。なお、大和町で課税されていない方については、課税証
		明書の写しを持参してください。

■認定変更について

NO.	質問 回答			
1	認定こども園に1号認定で通っています 利用できます。受入人数や利用料等は施設により異なりますので、施設			
	が預かり保育は利用できますか? 直接お問合せください。ただし、無償化の対象となるには、子育てのための旅			
		設等利用給付認定が必要です。 (P 11 参照)		
2	認定こども園に1号認定で通っています	就労状況の変化等により、支給認定に変更の必要が生じた場合には、変		
	が、就労先が決まったので 2 号認定に変	更申込が必要です。保育を必要とする事由の確認書類等の提出が必要と		
	更したいです。どのような手続きが必要で	なりますので、ご利用中の施設を通して申込してください。 (P13 参照)		
	すか?			

8. 施設一覧

■大和町もみじケ丘保育所

所	在	地	大和町もみじケ丘三丁目 32 番地の 1	敷	地	面	積	3, 035. 59 m²
電	,	話	022-358-8555	建	物	面	積	979. 34 m ²
F	Α	Х	022-358-8555	設	置:	₣月	日	平成5年4月1日

1. 保育理念

生きる力を持った子どもを育てる

~共に育て、共に育つ~

2. 保育目標

- ・よく食べ、よく眠り、よく遊び、健康な心と体を養う
- ・自分の思いをのびのびと表現すると共に、人を思いやる心を育む
- ・自ら考え、自信をもって行動する力を養う
- ・豊かな体験を通して、感性と学びの芽を育む

3. 保育方針

- ・子どもに必要な健康で安全な生活リズムや習慣づくりを大切にします
- ・一人一人の成長と発達を大切にし、安心して生活できる環境をつくります
- ・十二分に体を使って遊び込める環境をつくります
- ・自分のやりたいことに向かって、自ら考え挑戦できる環境づくりを大切にします
- ・人と関わる力を育んでいけるよう、異年齢児や様々な人との関わりを深める機会をつくります
- ・保護者と共に子育てを行い、子どもの育ちや保護者を支援します
- ・食を営む力を育むために、豊かな食の体験を積み重ねます

4. クラス

年 齢	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児
クラス名	たんぽぽ	もも すずらん	ちゅうりっぷ	さくら	ひまわり	ゆり

5. 保育・行事

【日課】

時間	3 歳未満児	3 歳以上児
7:00	随時登所	随時登所
	あそび	あそび
9:30	おやつ	保育活動
	保育活動	\
11:00	給食	\downarrow
11:30	\downarrow	給食
12:00	お昼寝	\
13:00	\downarrow	お昼寝
15:00	おやつ	おやつ
	\downarrow	帰りの会
16:00	あそび	あそび
	随時降所	随時降所
19:00	閉所	閉所

月	行事内容
4月	はじめの式・お花見会・健康診断(内 科・歯科)
5月	個人面談・親子遠足
6月	保育参観・懇談会・プール開き
7月	なつまつり・七夕会
9月	プール納会
10月	親子運動会·芋煮会·健康診断 (内科· 歯科)
11月	芋掘り・やきいも会・保育参観
12月	生活発表会・クリスマス会
2月	豆まき会・保育参観・懇談会・子育て 講座
3月	ひな祭り会・お別れ会・修了式
毎月	誕生会・避難訓練・身体測定

■杜の丘保育園

所	在	地	大和町杜の丘一丁目 13番地内	敷	地	面	積	7, 071. 05 m ²
電		話	022-347-4711	建	物	面	積	1, 074. 45 m
F	Α	Х	022-347-4713	設	置:	∓ 月	日	平成 27 年 4 月 1 日

1. 保育方針

「こどもの人格を尊重し、こどものしあわせが自立した生活であることを信じ、ひとり立ち保育の 方法をとる」

2. 保育目標

元気で明るく 自己主張ができ 思いやりがあり 意欲的で 感謝することのできる子どもを育 てる

3. クラス

年 齢	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児
クラス名	たんぽぽ	すずらん	すいせん こすもす	あさがお	あじさい	ひまわり

4. 保育·行事

【日課】

	₩	
時間	3 歳未満児	3 歳以上児
7:00	随時登園	随時登園
	自由あそび	自由あそび
9:30	朝の集まり	朝の集会
	おやつ	\
10:00	保育活動	保育活動
11:00	給食	給食
12:30	お昼寝	お昼寝
15:00	おやつ	おやつ
15:30	帰りの準備	帰りの会
16:00	自由あそび	自由あそび
	随時降園	随時降園
18:00	延長保育	延長保育
	おやつ	おやつ
19:00	閉園	閉園

月	行事内容
4月	入園式・内科検診・歯科検診
5月	遠足
6月	保育参観・懇談会
7月	七夕会・プール開き
8月	プール遊び
10 月	けんこうまつり・内科検診・歯科検診
12月	生活発表会・餅つき会
1月	凧揚げ週間
2月	保育参観・節分
3月	ひなまつり会・お別れ会・卒園式・進級式
毎月	誕生会・避難訓練・身体測定

■たいわっこ保育園

所	在	地	大和町吉岡まほろば二丁目2番地の4 (まほろばの里内)	敷地面積	9, 973 m
電		話	022-779-7787	建物面積	321. 7 m²
F	Α	Χ	022-779-7786	設置年月日	平成28年4月1日

1. 保育方針

- ・「保育所保育指針」を基に、健やかな保育を目指す
- ・生活に必要な基本的習慣や態度を養い、心身の健康の基礎を培う

2. 保育目標

- ・子どもの発達について的確に把握し、発達過程に応じた愛情ある保育をする
- ・子どもの一人一人の個性を大切にする
- ・健康な心と体を育てる
- ・安全、安心できる環境をつくる
- ・一人一人の子どもの心身の状態に応じた、栄養管理を行う
- ・色々な遊びを通じて、簡単なルールを身に付ける
- ・高齢者、地域の人々との触れ合いから、思いやりの気持ちを育てる
- ・保護者、家族との密接な連携を図る

3. クラス

年 齢	0 歳児	1・2 歳児
クラス名	たんぽぽ	ちゅうりっぷ

4. 保育・行事 【日課】

時間	0・1・2 歳児				
7:00	随時登園				
	自由あそび				
9:30	おやつ				
9:40	朝の会				
10:00	保育活動				
11:00	給食				
12:30	お昼寝				
15:00	おやつ				
15:20	帰りの会				
16:00	自由あそび				
	随時降園				
19:00	閉園				

月	行事内容
4月	はじめの式
5月	さつまいもの苗植え・保育参観
6月	歯科活動
7月	元気祭り・七夕会・水遊び
8月	水遊び
10 月	いも掘り・ハロウィン
12月	クリスマス会
1月	新年会・保育参観
2月	豆まき会
3月	おわかれ会
毎月	誕生会・避難訓練・身体測定
年 2 回	内科検診・歯科検診

■バイリンガル保育園吉岡

所	在	地	大和町吉岡字古館 67番地	敷 地 面 積 35		350 m²		
電		話	022-341-1652	建	物	面	積	147.1 m²
F	Α	Х	なし	設	置	羊月	日	平成29年4月1日

1. 保育方針

ACTIVE(元気)BRAVE(挑戦)CONSIDERATE(思いやり) 「一人ひとりの意欲や成長を大切にしたあたたかい保育」

2. 保育目標

園児と向き合いながら保育にあたり、保育時間内の外国人講師による英語あそびにより、日本語と 英語の環境に触れ、双方の様々な文化的行事を体験し、豊かな感性と表現力を育て、明るく元気な 自立した子どもの育成を目指す。

3. クラス

年 齢	0 歳児	1 歳児	2 歳児
クラス名	みかん	いちご	ばなな

4. 保育・行事

【日課】

0・1・2 歳児			
随時登園			
おやつ			
朝の会			
保育活動			
英語のレッスン			
給食			
お昼寝			
おやつ			
帰りの会			
自由遊び			
随時降園			
閉園			

月	行事内容
5月	端午の節句
6月	保育参観
7月	七夕会・夏祭り
8月	すいか割り
9月	ピクニック
10月	ハロウィンパーティー・保育参観
11月	おいもパーティー
12月	クリスマス会
2月	豆まき会
3月	ひな祭り会・お別れ会
毎月	誕生会・避難訓練・身体測定
年 2 回	内科検診・歯科検診

■バイリンガル保育園杜の丘

所	在	地	大和町杜の丘一丁目 11 番地の 6	敷	地	面	積	456. 71 m²
電		話	022-779-6107	建	物	面	積	126. 75 m²
F	Α	X	022-779-6107	設	置台	F 月	日	平成 29 年 4 月 1 日

1. 保育方針

ACTIVE (元気) BRAVE (挑戦) CONSIDERATE (思いやり) 「一人ひとりの意欲や成長を大切にしたあたたかい保育」

2. 保育目標

園児と向き合いながら保育にあたり、保育時間内の外国人講師による英語あそびにより、日本語と 英語の環境に触れ、双方の様々な文化的行事を体験し、豊かな感性と表現力を育て、明るく元気な 自立した子どもの育成を目指す。

3. クラス

年 齢	0 歳児	1 歳児	2 歳児
クラス名	さくら	たんぽぽ	ちゅうりっぷ

4. 保育・行事

【日課】

時間	0・1・2 歳児		
7:30	随時登園		
9:30	おやつ		
9:50	朝の会		
	保育活動		
	英語のレッスン		
11:00	給食		
12:00	お昼寝		
15:20	おやつ		
16:00	帰りの会		
	自由遊び		
	随時降園		
18:30	閉園		

月	行事内容
4月	お花見パーティー
5月	遠足ごっこ
6月	内科検診・歯科検診
7月	七夕パーティー
8月	すいか割りパーティー
9月	芋煮会・保育参観
10 月	ハロウィンパーティー
11月	内科検診・おいもパーティー
12月	クリスマスパーティー
1月	保育参観
2月	豆まきパーティー
3月	ひな祭りパーティー・お別れパー ティー
毎月	誕生会・避難訓練・身体測定

■菜の花こども園

所	在	地	大和町吉岡字館下 38 番地	敷	地	面	積	3, 099. 76 m ²
電		話	022-739-9056	建	物	面	積	921. 66 m ²
F	Α	Χ	022-345-1230	設	置台	F 月	日	平成 23 年 4 月 1 日

1. 教育理念

①きちんとする、じゆうにする②からだも、こころも、じょうぶに③話しあえる、きもちを表現できる④もりで、ふしぎにであう

2. クラス

	年 齢	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児
1	クラス名	ふたば	つぼみ	もも	すみれ	たんぽぽ	ひまわり

3. 保育・行事

【日課】

時間	3 歳未満児	3歳以上児		
7:00	随時登園	随時登園		
	あそび	あそび		
9:00	おやつ	\downarrow		
9:30	朝の会	朝の会		
10:00	保育活動	保育活動		
11:30	給食	\downarrow		
12:00	\downarrow	給食		
12:30	お昼寝	\rightarrow		
13:00	\downarrow	お昼寝		
15:15	おやつ	おやつ		
	帰りの会	帰りの会		
16:00	あそび	あそび		
	随時降園	随時降園		
19:00	閉園	閉園		

月	行事内容
4月	入園式・羊の毛刈り
5月	さつまいもの苗植え・個人面談・田植 え・健康診断(内科・歯科)
6月	保育参観・園外保育
7月	サマーデイフェスティバル・七夕会
9月	運動会
10 月	いも掘り・やきいも大会・稲刈り・ハ ロウィンパーティー・健康診断(内科・ 歯科)
11月	姉妹園との交流保育
12月	クリスマス発表会
1月	餅つき大会・個人面談
2月	保育参観・作品展・お店やさんごっこ
3月	お別れ会・お別れ遠足・卒園式
毎月	誕生会・避難訓練・身体測定

■大和すぎのここども園

	所	在	地	大和町吉岡字町裏 16 番地	敷	地	面	積	4, 044. 53 m ²
Ī	電		話	022-344-0031	建	物	面	積	1, 091. 52 m ²
	F	Α	Χ	022-344-0032	設	置台	F 月	日	平成 25 年 4 月 1 日

1. 教育・保育の基本方針

「豊かな愛情」「最もふさわしい生活の場」 「保護者との協力」「地域の子育て支援」

2. 教育・保育目標

- ・心身ともにたくましい子ども ・意欲を持って遊び,学べる子ども
- ・楽しい仲間づくりができる子ども
- ・自分の考えをしっかり伝えることができる子

・友だちの気持ちを考え、理解し、受け止められる子ども・・豊かな感性と創造力で表現できる子 ども

3. クラス

年 齢	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児
クラス名	あひる ねこ	うさぎ しまうま	くま	らいおん	ぞう	きりん

4. 保育・行事

【日課】

時間	3 歳未満児	3歳以上児
7:15	随時登園	随時登園
	あそび	あそび
9:30	おやつ	朝の集まり
10:00	保育活動	保育活動
11:00	給食	\downarrow
11:15	\downarrow	給食
12:00	お昼寝	\
12:30	\downarrow	お昼寝
15:00	おやつ	おやつ
16:00	あそび	帰りの会
	\downarrow	あそび
	随時降園	随時降園
19:15	閉園	閉園

月	行事内容
4月	入園式・健康診断(内科・歯科)
5月	こどもの日会
6月	プール開き・保育参観・懇談会
7月	七夕会・夏まつり
9月	プール納会
10 月	運動会・収穫祭・健康診断(内科・歯科)
12月	発表会・もちつき会・クリスマス会
2月	豆まき会・保育参観・懇談会
3月	ひな祭り会・お別れ会・卒園式
毎月	誕生会・避難訓練・身体測定

■すみれの花こども園

所	在	地	大和町吉岡まほろば一丁目 5番地の 25	敷	地	面	積	2, 990. 31 m ²
電		話	022-739-7263	建	物	面	積	834. 72 m²
F	Α	Χ	022-739-7264	設	置台	F 月	日	平成 31 年 4 月 1 日

1. 教育理念

①きちんとする、じゆうにする ②からだも、こころも、じょうぶに

③話しあえる、きもちを表現できる ④もりで、ふしぎにであう

2. クラス

年 齢	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児
クラス名	まつぼっくり	いちょう	かえで	うめ	ふじ	つばき

3. 保育・行事

【日課】

時間	3 歳未満児	3歳以上児
7:00	随時登園	随時登園
	あそび	あそび
9:00	おやつ	\downarrow
9:30	朝の会	朝の会
10:00	保育活動	保育活動
11:30	給食	\
12:00	\downarrow	給食
12:30	お昼寝	\downarrow
13:00	\downarrow	お昼寝
15:15	おやつ	おやつ
	帰りの会	帰りの会
16:00	あそび	あそび
	随時降園	随時降園
19:00	閉園	閉園

月	行事内容
4月	入園式・羊の毛刈り
5月	さつまいもの苗植え・個人面談・田植 え・健康診断(内科・歯科)
6月	保育参観・園外保育
7月	サマーデイフェスティバル・七夕会
9月	運動会
10 月	いも掘り・やきいも大会・稲刈り・ハ ロウィンパーティー・健康診断(内科・ 歯科)
11月	姉妹園との交流保育
12月	クリスマス発表会
1月	餅つき大会・個人面談
2月	保育参観・作品展・お店やさんごっこ
3月	お別れ会・お別れ遠足・卒園式
毎月	誕生会・避難訓練・身体測定

■みやの森こども園

所	在	地	大和町宮床字松倉 91 番地	敷	地	面	積	49, 907. 99 m
電		話	022-346-2329	建	物	面	積	2, 618. 51 m ²
F	Α	Х	022-346-2267	設	置:	F 月	日	平成3年4月1日

1. 教育理念

- ・どうしてだろうと、不思議に思う・自分だけの言葉や絵で、表現する・だれかをおもいやって、やさしくする

2. 教育方針

- ・自然とふれあいを通して思いやりややさしさを育てる
- ・ひとりひとりを大切に個性を育てる
- ・明るく元気に挨拶できる子どもを育てる

3. クラス

年 齢	0 歳児	1 歳児	2 歳児	満3歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児
クラス名	どんぐり	はっぱ あさがお	すずらん		でんでん てんとうむし ちょうちょ	きつつき	うさぎ りす ももんが

4. 保育・行事

【日課】

時間	3 歳未満児	3 歳以上児
7:15	随時登園	随時登園
	あそび	あそび
9:00	おやつ	\rightarrow
9:30	朝の会	\downarrow
10:00	保育活動	朝の会
	\downarrow	保育活動
11:30	給食	\downarrow
12:00	\downarrow	給食
12:30	お昼寝	\downarrow
13:00	\	帰りの会
15:15	おやつ	おやつ
	帰りの会	\downarrow
16:00	あそび	あそび
	随時降園	随時降園
19:15	閉園	閉園

月	行事内容
4月	入園式・羊の毛刈り
5月	さつまいもの苗植え・個人面談・田植え
6月	保育参観
7月	サマーデイキャンプ・みどりの森コンサ ート
9月	祖父母参観
10 月	運動会・いも掘り・やきいも大会・稲刈 り・作品展
11月	自由保育参観
12月	クリスマスお遊戯会・おにぎり作り
1月	餅つき大会・個人面談・陶芸教室
2月	豆まき
3月	お別れ会・ひなまつり・卒園式
毎月	誕生会・避難訓練・身体測定
年2回	健康診断(内科・歯科)

■もみじが丘幼稚園

所	在	地	大和町もみじケ丘二丁目2番地の2	敷	地	面	積	4, 162 m ²
電		話	022-358-1414	建	物	面	積	1, 146 m ²
F	Α	Χ	022-358-1414	設	置台	F 月	日	平成4年4月1日

1. 教育方針

本園は、キリスト教の精神に基づく人格教育と、調和的発達を目指す全人教育を理念とし、平和の礎となる「愛のある子ども」を育てる。

2. 教育目標

「健康な子ども」
基本的生活習慣を身に付け、健全な心身を持ち、自ら見通しを持って

考え、自信を持って行動しようとする子ども

「主体性のある子ども」 様々な事象に興味・関心を抱き、豊かな感性・創造性・思考力を持っ

て自ら積極的に関わろうとする子ども

「協調性のある子ども」 様々な人と関わる中で人の愛情や信頼を感じ、人の思いやりや考えに

気づき、より良い関係を築こうとする子ども

3. クラス

年 齢	満3歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児
クラス名	もも	たんぽぽ ちゅうりっぷ	ひまわり	ばら

4. 保育・行事

【日課】

時間	満 3・3・4・5 歳児	
7:30	随時登園	
9:00	着替え	
	自由遊び	
10:00	朝の会	
	クラス活動	
12:00	昼食	
13:00	自由遊び	
13:30	着替え	
	帰りの会	
14:40	お昼寝	
15:40	おやつ	
16:00	外遊び	
	随時降園	
18:30	閉園	

F 1 1-3 0-13 3-4				
月	行事内容			
4月	入園式			
5月	親子遠足・園外保育			
6月	花の日礼拝			
7月	年長組キャンプ			
9月	運動会			
10月	いも掘り・お店屋さんごっこ			
11月	収穫感謝祭			
12月	クリスマス会			
1月	年長組そりすべり			
2月	もちつき・うたのかい			
3月	卒園式			
毎月	誕生会			
	健康診断(内科・歯科)・身体測定・ 避難訓練			

大和町保育所等利用調整基準

1. 利用優先順位に関する基準指数

父母が児童を保育できない状況を、その内容に応じて指数化したもの。児童の父母それぞれにつき 10 点を上限 (父母合計で 20 点が上限)。

区分	事由		保護者の状況等	基準	保育の必要量	
区万	事 田	類型	細目	指数	休月の必安里	
			1 か月 160 時間以上	10		
			1 か月 140 時間以上	9	保育標準時間	
		居宅外就労	1 か月 120 時間以上	8		
		自営業中心者	1 か月 100 時間以上	7		
			1 か月 80 時間以上	6	保育短時間	
	就労		1 か月 64 時間以上	5		
第1号	※月 64 時間以上		1 か月 160 時間以上	8		
	※月 04 時间 以 工	E宅内就労	1 か月 140 時間以上	7	保育標準時間	
		自営業協力者	1 か月 120 時間以上	6		
		※公司が日に 白帯帯の担合	1 か月 100 時間以上	5		
		※父母が同じ自営業の場合 は、一人を協力者とするもの	1 か月 80 時間以上	4	保育短時間	
			1 か月 64 時間以上	3		
第2号	出産等	妊娠・出産	児童の保護者が出産の前後の場合	10	 保育標準時間	
			1か月以上	10		
		入院	2 週間を超え 1 か月未満	8		
			週4日以上の通院が必要な場合	6	保育標準時間	
			常時病臥・感染症等	10	水口 水干+1 H	
	疾病・負傷・	自宅療養	上記以外で日常生活に著しく支障があり介助が必要な場合	8		
第3号	障害等		一般療養 (制限はあるが身の回りのことは自分でできる場	_		
			合)	4	保育短時間	
			身体手帳 1·2級、療育手帳 A、精神手帳 1級	10	保育標準時間	
		障害	身体手帳3級、療育手帳B、精神手帳2級	7	休月保华时间	
			上記以外で必要と思われるもの	4	保育短時間	
	介護・看護 ※月 64 時間以上			1 か月 160 時間以上	10	保育標準時間
			通院・通所・入院の付添い	1 か月 140 時間以上	9	
				1 か月 120 時間以上	8	
				1 か月 100 時間以上	7	
		介護・看護 (別居親族も同様)	1 か月 80 時間以上	6	保育短時間	
第 4 号			1 か月 64 時間以上	5		
	公月 04 時间以上		介護を要する	10		
		自宅介護・看護	要介護 4 以上、身体手帳 2 級以上、療育手帳 A、精神手帳 1 級	10	保育標準時間	
		(別居親族も同様)	介護を要する 要介護3程度、身体手帳3級、療育手帳B、精神手帳2級	7		
		(加西机灰 ()四水	上記以外で必要と思われるもの	4	保育短時間	
			震災、風水害、火災、その他の災害復旧のため保育ができない		保育短時間	
第5号	災害復旧	災害復旧	場合	3~10		
			※基準指数は第1号の細目の基準に基づくもの		保育標準時間	
第6号	求職活動	求職活動	求職活動を継続的に行なっている場合(起業の準備も含む)	3	保育短時間	
	1		1 か月 160 時間以上	9		
	就学•		1 か月 140 時間以上	8	保育標準時間	
第7号	職業訓練等学校・職業訓	学校・職業訓練校等への	1 か月 120 時間以上	7		
	※月 64 時間以上	通学	1 か月 100 時間以上	6		
	※7 04 时间以上		1 か月 80 時間以上	5	保育短時間	
			1 か月 64 時間以上	4		
第8号		虐待・DV 虐待・DV ※公の機関に相談等をし、適当と認	虐待・DVが認められる場合(緊急度:高)	10		
	虐待・DV		虐待・DVが認められる場合(緊急度:中)	9	保育標準時間	
	町認定	められた場合	虐待・DVが認められる場合(緊急度:低)	8		
		養育支援	支援度(高)	10		
		※虐待・DV以外の社会的養護	支援度(中)	9	保育標準時間	
		※公の機関に相談等をし、適当と認められた場合	支援度 (低)	8		
第9号	町認定	親不在	死亡、離婚、行方不明、拘禁等	10	保育標準時間	
第9号	町認定	親不在	前各号掲げるもの意外で保育が必要と認められる場合(保育の			
第9号	町認定	親不在		10 8~10	保育標準時間	

2. 児童及び世帯に対する調整指数

児童及び家庭の状況に応じ、基準指数に加算・減算するもの。

区分		調整項目				
			1:1 加配	+ 5		
		児童の心身に障がい等があり加配保育士の配置が認められた 場合	2:1 加配	+ 3		
	児童自身特殊事情		3:1 加配	+ 1		
		その他必要と認めた場合	上記に準ずる	+ 1 ~ + 5		
	待機児童登録	前年度以前より利用申込をしているが、入所保留となり待機児 童として町に登録がある者 ※利用決定後の辞退者を除く	待機年数1年毎に右記指数を加算	+1		
ID #	兄弟姉妹同時申込	当該年度の利用申込時に兄弟姉妹が同時に申込をした場合	児童1名毎に右記指数を加算	+ 1		
児童 調整	兄弟姉妹入所	既に保育所等を利用している兄弟姉妹がいる場合	児童 1 名毎に右記指数を加算	+ 2		
初金	転園希望	異なる保育所等を利用している兄弟姉妹が、双方の保育所等へ	転園希望をした場合	+ 3		
	連携特例	3歳未満児専用保育所等を卒園予定で連携施設での施設利用が	困難な場合	+ 3		
	認可外保育施設利用	認可外保育施設を月極契約して利用している児童の場合(事業主が従業員のために設置している保育施設の従業員枠の利用児童を除く)		+ 2		
	期限内申込	当該年度の利用申込提出期限内に申込があった場合				
	利用希望日	当該年度6月以降の利用希望日の場合	1 か月毎に右記指数を減算	- 1		
	その他	上記以外で特に認められる事項		- 10 ~ + 10		
	生活保護世帯	生活保護世帯の場合				
	特別支援世帯	虐待・DV・養育支援等の特別支援が必要な世帯の場合				
	父母不存在世帯	両親のいずれも監護していない場合				
	ひとり親世帯(同居なし)	ひとり親(母子家庭・父子家庭)世帯で祖父母等の同居がない場合				
	ひとり親世帯(同居あり)	ひとり親(母子家庭・父子家庭)世帯で祖父母等の同居がある場合				
	単身赴任世帯(同居なし)	父母のいずれかが単身赴任している世帯で祖父母等の同居がない場合				
	単身赴任世帯(同居あり)	り) 父母のいずれかが単身赴任している世帯で祖父母等の同居がある場合				
世帯	多子世帯の児童	第3子以降の児童の申込の場合				
調整	保育士世帯の児童	児童の保護者が保育士等として町内施設に勤務している場合				
I/PJ JE	休月工世帯の元里	児童の保護者が保育士等として町外施設に勤務している場合				
	産休・育休明け世帯	産休・育休明けで利用申込をした場合(産休・育休明け後6か月以内に限る)				
	祖父母等支援(同居等)	65 歳未満の祖父母等の親族又はその他の者と同居(同一敷地内含む)している場合 ※支援者 1 名につき右記指数を減点				
	祖父母等支援(30 分以内)	保育の支援が必要な際、30分以内に祖父母等の支援が可能な場合 ※支援者1名につき右記指数を減点する				
	滞納者	保育所等利用料に滞納がある世帯 ※特別な事情がある場合を除く				
	その他	上記以外で特に認められる事項				

3. 指数が同点の場合の利用調整順位

基準指数と調整指数の合計指数が同点の場合に、優先順位を判定するための基準。

優先順位	内容	調整指数
1	大和町に住所がある者	+16
2	基準指数の合計が高い者	+15
3	保育の必要量が「保育標準時間認定」の者	+14
4	指数の減点がない者	+13
	区分の優先順位が高い者 【優先順位】 ①第 10 号: 町認定 (親不在・養育支援等)	
	②第8号:虐待・DV	+12
	③第5号:災害復旧	+11
	④第3号:疾病・負傷・障害等	+10
5	⑤第2号:出産等	+9
	⑥第1号: 就労(居宅外就労・自営業中心者)	+8
	⑦第4号:介護・看護	+7
	⑧第7号∶就学・職業訓練等	+6
	⑨第1号:就労(居宅内就労・自営業協力者)	+5
	⑩第6号:求職活動	+4
	※保護者の利用優先順位区分を以下のいずれか低い方で判定するもの。	+3
6	利用希望月が早い者	+2
7	世帯の状況:保育所等利用料を算定する際の市町村民税所得割額の低い順	+1

9.大和町病児・病後児保育施設のご案内

お子さんが病気中または病気の回復期であって、安静が必要なときや集団保育ができないときに、 各施設でお預かりします。詳しくは各施設にお問合せください。

名 称	住 所	対象児童	利用料
大和町病後児保育室 (Tel:344-7505)	大和町吉田字北谷地1番地の1 (公立黒川病院駐車場内)	1歳〜小学6年生までで、病気の 回復期にあるお子さん	1日2,000円
宮城県済生会 こどもケアルーム (Te::351-5120)	富谷市成田八丁目4番地6 (宮城県済生会みやぎ乳児院内)	生後6か月〜小学6年生までで、 病気中または病気の回復期にある お子さん	1日2,000円

〇利用方法

- ①事前登録(感染症対策のため、必ず事前に電話連絡の上お越しください。)
 - 「病児・病後児保育施設利用登録届」を利用したい施設に提出してください。
 - ・お子さんの個人番号(マイナンバー)カードまたは資格確認書、乳幼児医療費助成受給者証および 母子健康手帳をお持ちください。
 - 施設ではお子さんの既往歴等を伺います。

②かかりつけ医の診察・空き状況の確認

- ・かかりつけ医で診察を受け、お子さんの病状を記載した「病児・病後児保育施設利用連絡票」の 作成をしてもらいます。
- 利用したい施設へ電話をして空き状況をご確認ください。

③利用するとき

- •「利用申請書」を記入して、かかりつけ医からの「病児・病後児保育施設利用連絡票」を利用する施設へ提出してください。
- ・利用料金(1日あたり2,000円)をお支払いください。
 - ※ 原則として、前日までに申請をしてください。

○注意事項

- お子さんの症状によっては、利用をお断りすることもあります。
- 申請書等については大和町のホームページからダウンロードすることができます。 また、各施設にも備えております。
- 事前登録の際に、お子さんの既往歴や予防接種歴等を確認する時間をいただきますので、利用を検討している方は、いざという時に備えてお時間のある時に事前の登録をおすすめいたします。詳しくは施設までお問合せください。
- ・利用申請をキャンセルする場合は、速やかに利用する施設までご連絡ください。



